

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 15 日 (火) 第 217 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 1
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 2
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (都市計画課取扱い) 2
- 歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 2

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3
- 奄美大島海区漁業調整委員会指示
- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 3

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 720 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 3 年 6 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5420号	尾籠 徳一 熊本市中央区坪井三丁目 1番7号ABCマンション 坪井501号室	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	山林不動産 出水市高尾野町下水流 287番地

## 鹿 児 島 県 告 示 第 721 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 6 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
薩摩郡さつま町久富木字椏ヶ谷1382番6, 1385番4, 1389番6, 1389番7
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鹿 児 島 県 告 示 第 722 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和3年6月15日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1317号	肉骨粉	にくこっぷん	窒素全量 6.5 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島堀口製茶有限公司	志布志市有明町蓬原758番地	令和3年5月21日

#### 鹿児島県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、長島町が行う土地改良事業団営中山間地域総合整備長島西部地区広野換地区の換地計画に係る換地処分は、令和3年4月23日に行われた。

令和3年6月15日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
東市来都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
伊集院都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第726号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年6月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類  
県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの
- 2 委託の相手方

宮城県仙台市青葉区大町二丁目 6 番 14 号日新本社ビル 5 階  
 弁護士法人 A. I. ステップ

## 3 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第 66 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 6 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P キャプテン翼 2 0 2 0 N L	株式会社サンセイアールアンドディ	1P0292
ぱちんこ遊技機	P 世界でいちばん強くなりたいたい M U	株式会社サンセイアールアンドディ	1P0386
ぱちんこ遊技機	P デジハネ物語セカンドシーズン G S A	株式会社銀座	1P0327
ぱちんこ遊技機	P ビッグポップコーン A	株式会社 A - g o n	0P0561
ぱちんこ遊技機	P フィーバー機動戦士ガンダムユニコーン b	株式会社ビスティ	1P0313
ぱちんこ遊技機	P フィーバータイガーマスク W Y	株式会社三共	0P1207
ぱちんこ遊技機	P フィーバーマクロスフロンティア 4 A	株式会社三共	1P0267
回胴式遊技機	S G I 優駿倶楽部 3 P K	K P E 株式会社	1S0188
回胴式遊技機	S コードギアス反逆のルルーシュ 3 K Z	株式会社銀座	1S0429

## 奄美大島海区漁業調整委員会指示

## 奄美大島海区漁業調整委員会指示第 3 - 2 号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 3 年 6 月 15 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

## 1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

## 2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

## 3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

#### 4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

#### 5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

#### 6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

#### 7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

#### 8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

#### 9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

#### 10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

#### 11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

#### 12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

#### 13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までとする。